

# 地域活性団体しまいる 会則

## (名称及び事務所の所在地)

- 第1条 この会は地域活性団体しまいると称する。
- 2 この会の事務所を当面の間、愛媛県松山市泊町519番地におく。
  - 3 団体の正式名称が長いため、略称としてしまいるを使用する場合がある。

## (目的)

- 第2条 この会は、以下の2つの目的を持ち活動を行うものとする。
- (1) 体験活動やボランティア活動を通じて、島の方々との交流・連携を図り、島の魅力づくりに貢献する。
  - (2) 地区自治組織の参画団体として、町内行事の運営・実施に協力し、持続可能な島づくりに結び付ける。

## (事業)

- 第3条 この会は目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 文化資源保全事業  
興居島で伝統的に行われている行事や風習をイベントとして広く知ってもらう。
  - (2) 農園事業  
興居島で学生が農作物栽培を通して、島の方々との交流づくりのきっかけとする。
  - (3) 町内会参画事業  
泊地区町内会の特別会員として島内行事の運営・実施に協力し、島の方々の活力向上と島の魅力発見のきっかけとする。

## (会員の種類)

- 第4条 この会の会員は第2条の目的に賛同して入会した以下の者とする。
- (1) 正会員  
NPO団体の活動への参加意欲が高く、団体運営にも積極的に関与する個人
  - (2) 賛助会員  
この会の活動へ定期的に参加するとともに、地域活性活動に興味を持つ個人

第5条 この会の活動に賛同・支援いただく方々を特別会員とし、活動への協働を図る。

## (入会金及び年会費)

第6条 この会における入会金及び会費の額は総会で別に定めることとする。

## (総会)

- 第7条 この会は正会員により構成する総会を置き、年1回開催する。
- 2 総会の構成は正会員のみだが、賛助会員及び特別役員も代表の承認をもって総会への参加を認める場合がある。
  - 3 代表が必要と認めたとき及び正会員の過半数による提案があるときには、臨時総会を開催する。
  - 3 第7条で定める総会では、下記の事項について決議する。
    - (1) 役員を選任及び解任
    - (2) 事業報告及び決算
    - (3) 事業計画及び予算
    - (4) 入会金及び会費の額
    - (5) その他、団体運営に関する重要事項

(役員構成と職務)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 代表 (1名) 代表は本会を統括し代表する。
  - (2) 副代表 (1～2名) 副代表は代表を補佐する。
  - (3) 地区別リーダー (地区ごとに1名) 活動における責任者として指揮を執る。
  - (4) 地区別サブリーダー (地区ごとに1名) 地区別リーダーを補佐する。
  - (5) 総務 (1名)※ 事業執行や管理業務を統括する。
  - (6) 会計 (1名)※ 本会の会計業務を統括する。
  - (7) 監査 (2名、1名は外部監査とする) 本会の事業及び会計の執行を監査する。
- 2 (5)及び(6)の役職については兼任者が明確の場合、空席でも構わない。

(任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(役員会)

- 第10条 第8条で定める役員のうち、(1)～(6)までの役員で役員会を構成する。
- 2 役員会は月に1回定例で開催する。ただし、代表が必要と認めた場合及び役員過半数による提案があるときは、臨時役員会を開催する。
  - 3 監査については役員会に参加し、発言することができる。また、役員及び役員会が機能しない場合や会の執行に問題が生じた場合は、総会を招集できる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第12条 この会則に定めるもののほか、この会の運営及び活動に際し必要な事項は、正会員からの意見を聞いたうえで、代表が定める。

(附則)

1. この会則は、令和3年7月1日より施行する。
2. 令和4年4月1日 一部改正